



労組脱退パワハラ事件、 不当労働行為認定、勝利判決!!

●『労組脱退パワハラ事件』の経緯…

原告の一人は2018年11月、所属先の運転区長から懇親会の席上で「まだ組合辞めないの?」「いつ辞めんだ?」「早く辞めろよ」などと露骨に脱退を求められた。

労働組合からの脱退強要は明らかな不当労働行為である。憲法28条が保証する労働者の権利(団結権)を侵害しているからだ。不当労働行為があった場合、通常は労働委員会に救済認定を申請する。ところが本件は異例で不自然な展開を遂げた。



JR東日本会社から組合脱退を強要された組合員は東京都労働委員会と茨城県労働委員会に救済裁定を申し立てた。ここまでは順当だった。

ところが、組合の大会で取り下げが決議され、これを受けて組合本部は取り下げを指令したのである。

泣き寝入りするわけにはいかない。**憲法にも違反する労働組合から脱退を強要された4人は個人で裁判を起こした**のである。動かぬ証拠である脱退強要の音声はICレコーダーしっかり残していた。**「あったことをなかったことにはできない」**が原告たちと仲間の労働者を支え続けてきた。もし彼らがたたかわなかったら、憲法違反にあたる不当労働行為は「なかったことにされたまま」歴史の中に埋もれ去っていた。

今回の脱退パワハラ裁判の特徴

- ① (JR東日本会社からの) 脱退干渉と支配介入があったことを裁判所が認めた。
- ② 損害賠償請求が認められた。
- ③ 使用者 (= JR東日本会社) 責任を認めた。
- ④ 東京以外のエリアでもこういうことがやられている可能性があることを認められた。
- ⑤ 4人中3人の訴えが棄却された。



**差別・ハラスメント、不当労働行為に終止符を
打つため、輸送サービス労組へ結集しよう!!**